

こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会（第1回）	資料2
令和7年7月18日(金)	

こどもまんなか
こども家庭庁

令和6年度の実施状況

☆事業所数等については、未提出の実績報告書（3自治体分）が出揃い次第修正の予定。

①見込み自治体数	118自治体	⑤運営主体	社会福祉法人……………327か所(43.2%) 学校法人……………172か所(22.7%) 公立……………136か所(18.0%) 株式会社……………78か所(10.3%) 個人立……………12か所(1.6%) 特定非営利活動法人……………11か所(1.5%) 一般社団法人……………10か所(1.3%) 有限会社……………4か所(0.5%) 合同会社……………3か所(0.4%) 宗教法人……………2か所(0.3%) 医療法人……………2か所(0.3%)
②実施自治体	118自治体 ⇨4月開始……………28自治体 ⇨5月開始……………10自治体 ⇨6月開始……………15自治体 ⇨7月開始……………46自治体 ⇨8月開始……………9自治体 ⇨9月開始……………4自治体 ⇨10月開始……………2自治体 ⇨11月開始……………3自治体 ⇨12月開始……………1自治体	⑥実施方法	余裕活用型……………323か所(42.7%) 一般型（専用室独立）……………234か所(30.9%) 一般型（在園児合同）……………200か所(26.4%)
③事業所数 （未報告事業所あり）	757か所	⑦専用室有無	無し……………485か所(64.1%) 有り……………272か所(35.9%)
④事業所類型	認可保育所……………260か所(34.3%) 認定こども園（幼保連携型）……………220か所(29.1%) 小規模保育事業所（A型）……………82か所(10.8%) 認定こども園（幼稚園型）……………49か所(6.5%) 認定こども園（保育所型）……………47か所(6.2%) 幼稚園（施設型給付を受ける）……………36か所(4.8%) 幼稚園（施設型給付を受けない）……………21か所(2.8%) 認可外保育施設……………14か所(1.8%) 地域子育て支援拠点……………11か所(1.5%) 事業所内保育事業所……………6か所(0.8%) 専用施設……………2か所(0.3%) 小規模保育事業所（B型）……………2か所(0.3%) 児童発達支援センター等……………2か所(0.3%) 認定こども園（地方裁量型）……………1か所(0.1%) 小規模保育事業所（C型）……………1か所(0.1%) 家庭的保育事業所……………1か所(0.1%) 企業主導型保育事業所……………1か所(0.1%) 一時預かり事業所……………1か所(0.1%)	⑧利用方法	定期利用×柔軟(自由)利用……………263か所(34.7%) 柔軟(自由)利用……………256か所(33.8%) 定期利用……………238か所(31.4%)
		⑨初回の利用時面談 実施有無	希望により実施等……………460か所(60.8%) 有り……………250か所(33.0%) 無し……………47か所(6.2%)
		⑩親子通園の実施	実施……………292か所(38.6%) 未実施（希望により実施等を含む）……………465か所(61.4%)
		⑪一時預かり事業実施 有無	有り……………386か所(51.0%) 無し……………371か所(49.0%)

こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究

こども家庭庁委託事業 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 令和7（2025）年3月

❁ 事業の目的

- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会における中間取りまとめ」（令和5年12月）において、制度の本格実施に向けて、さらに整理が必要と考える事項として以下の3点を整理した。
- 本調査研究では、中間取りまとめや、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会での議論も踏まえ、この3点の項目について検討を行った。

- I 保育者のやりがいや緊張感等にも留意した検証
- II こども誰でも通園制度において求められる専門性、人員配置
- III 障害のあるこどもを受け入れる体制の整備

❁ 研究会の設置・運営

- 3つの事業について、検討・助言・提案・事後の考察を行うことを目的に、外部有識者からなる「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する研究会」を設置した。

【研究会委員】 (五十音順、敬称略)

氏名	現職
◎尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長
竹原 健二	国立成育医療研究センター研究所 政策科学研究部 部長 成育こどもシンクタンク戦略支援室 副室長
藤高 直之	立正大学 社会福祉学部 准教授
堀 科	東京家政大学 准教授
松井 剛太	香川大学 教育学部 准教授

◎座長

❁ 本事業の報告書（成果物）構成

◆報告書

- 第I部 事業全体概要
- 第II部 保育者のやりがいや緊張感等にも留意した検証
 - 第1章 試行的事業より得られた示唆
 - 第2章 試行的事業を実施する保育所等へのヒアリング実施概要
 - 第3章 アンケート結果（自治体、施設、保育者、保護者）
- 第III部 こども誰でも通園制度において求められる専門性、人員配置
 - 第1章 事業概要
 - 第2章 ヒアリングから見えてきた試行的事業の特徴及び研究会での主な意見
 - 第3章 試行的事業実施事業所のヒアリング結果
 - 第4章 一時預かり実施事業所のヒアリング結果
- 第IV部 障害のあるこどもを受け入れる体制の整備
 - 第1章 はじめに
 - 第2章 有識者ヒアリング実施概要
 - 第3章 有識者ヒアリング結果

◆報告書（別冊）

- 保育者のやりがいや緊張感等にも留意した検証
：ヒアリング詳細結果
- こども誰でも通園制度における障害のあるこどもを受け入れる体制の整備
：有識者ヒアリング報告

■第IV部 障害のあるこどもを受け入れる体制の整備：有識者ヒアリング■

※ヒアリング日時：令和6年7月20日（土） 14:30～16:30

※実施方法：対面でのグループヒアリング

※対象者 (五十音順、敬称略)

氏名	現職
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会 理事長
北山 真次	姫路市総合福祉通園センター（ルネス花北）所長
駒崎 弘樹	NPO法人全国小規模保育協議会 理事 認定NPO法人フローレンス 会長
戸泉 めぐみ	一般社団法人Orange Kids' Care Lab. 代表理事
米山 明	全国療育相談センター センター長

◆◆ 第Ⅱ・Ⅲ部 調査実施概要 ◆◆

✿ 第Ⅱ部 保育者のやりがいや緊張感等にも留意した検証

◆ ヒアリング実施概要

● 調査対象

7事業所（試行的事業を実施している事業所）

※試行的事業実施事業所において、複数の事業類型での実施がみられる自治体を選定し、当該自治体内で事業類型や特徴が異なる事業所から対象事業所を選定。栃木県栃木市（1事業所）、群馬県高崎市（3事業所）、愛媛県今治市（3事業所）。

● 調査実施方法

オンラインまたは訪問によるヒアリング

● 調査実施時期

令和6年7月～令和7年2月

◆ アンケート実施概要

● 調査対象

- ① 試行的事業実施自治体 ② 試行的事業実施施設
- ③ 試行的事業に従事する保育者 ④ 試行的事業を利用する保護者

● 調査実施期間

①～④いずれの調査も、令和6年度中に全2回、実施した。

第1回調査期間：令和6年7月26日（金）～8月19日（金）

第2回調査期間：令和7年1月15日（水）～2月5日（水）

● 調査実施方法

こども家庭庁より、メールにて試行的事業実施自治体向けに①自治体向け調査の依頼、②施設向け調査の展開を依頼。実施自治体より、管内の実施施設に、②施設向け調査依頼、③保育者向け調査依頼、④保護者向け調査依頼を展開。案内を受け取った実施施設は、職員、保護者それぞれに調査回答を依頼。①・③・④はWebアンケートサイト上での回答。②はExcel調査票での回答。

● 回収状況

< 1回目調査 >

- ① 試行的事業実施自治体向け調査：115自治体対象 回収数：102件 回収率：88.7%
- ② 試行的事業実施施設向け調査：約850施設対象 回収数：319件 回収率：約37.5%
- ③ 試行的事業に従事する保育者向け調査：853件
- ④ 試行的事業を利用する保護者向け調査：909件

< 2回目調査 >

- ① 試行的事業実施自治体向け調査：118自治体対象 回収数：98件 回収率：83.1%
- ② 試行的事業実施施設向け調査：816施設対象 回収数：287件 回収率：35.2%
- ③ 試行的事業に従事する保育者向け調査：530件
- ④ 試行的事業を利用する保護者向け調査：1037件

● 調査結果の取り扱いについて

1回目を7月～8月、2回目を1～2月に実施したが、試行的事業の開始時期が自治体や施設によって多様であり、1回目調査と2回目調査で対象が異なるために比較した分析が難しい点、1回目調査は試行的事業を開始して間もない場合も多く実態を把握しづらい点などから、2回目調査を報告することとした。

✿ 第Ⅲ部 保育者のやりがいや緊張感等にも留意した検証

● 調査対象

大きく分けて①試行的事業実施事業所（保育所等：3か所）と、②限られた保育士の配置で保育を実施している事業所（小規模保育事業C型：2か所、家庭的保育事業：3か所、一時預かり（地域密着Ⅱ型）：2か所）の2種類を対象にヒアリングを実施。

③保育士の配置がない小規模保育事業C型の有無についても調査。

● 調査実施方法

オンラインまたは訪問によるヒアリング

● 調査実施時期

令和6年7月

◆◆ 第Ⅱ部 保育者のやりがいや緊張感等にも留意した検証：試行的事業より得られた示唆 ◆◆

1. 施設で子ども誰でも通園制度の実施前に取り組んでおくこと

(1) 子ども誰でも通園制度の意義・目的を知るために

- ◆ 施設の職員が子ども誰でも通園制度の意義や目的を理解するための取組は、本事業開始前に実施しておくことが重要。
- ◆ 地域の課題感やニーズを把握し、得られる効果などを知ることで、地域の子ども、子育て家庭に対して、意義や目的を踏まえて、施設でどのように取り組んでいくとよいか、皆で考えていくきっかけづくりとなる。

※図表1

(2) 取組前に職員が感じている不安と取組の実際

- ◆ 試行的事業に対して、意義を感じて取り組むことが、子どもや保護者にとって、より良い効果をもたらすことにつながる。不安や課題を抱えたまま事業を行うことは、対応する職員の負担感や緊張感にも影響する。
- ◆ 事業のスタート時点での意義や目的の理解、フォローし合ったり相談しやすい体制づくり等を行うておくことは重要。

2. 課題解消のための取組工夫

(1) 課題解消のための取組工夫

- ◆ 試行的事業の実施方法、利用方法、事業類型、保育の方針等により課題や取組工夫は施設により多様。一方、共通して、通園への慣れの様子などを踏まえながら、専用室があってもクラスに参加するなど、柔軟な対応を行うことにより、子どもの成長を支援することができ、課題解消のポイントにもなっている。
- ◆ 試行的事業の担当に限らず、施設全体での職員間連携、情報共有の工夫も、施設全体で取組を推進していくために重要。

※図表2.3

(2) 職員の業務負担の状況（緊張感、疲労感等）

- ◆ 今後の本格的な実施に向けて、地域によっては、利用する子どもが多くなることも予想される。緊張感のある場面として、利用初日や初めて預かる子どもへの対応などがあげられていたり、子どもや保護者との関係構築には、一定の時間がかかり、緊張感が継続する場合もある。
- ◆ また、取組の期間によって課題が変化していくことも明らかとなった。取組を推進しながら、職員の業務負担の状況を確認し、職員体制や取組の工夫を検討していくことが重要。

3. 期待される意義・そのための取組・工夫

(1) 子どもに対して（成長の状況等）

- ◆ 試行的事業に取り組むことで、子どもの成長に対する意義を、多くの職員、保護者が感じていることが明らかとなった。個々の子どもの状況を丁寧に把握し、成長につながるよう保育の工夫が行われていた。
- ◆ 今後に向けて、事前の情報収集や次の利用時に活用できる記録作成の工夫、計画づくりの工夫などが検討事項。 ※図表4.5

(3) 保育者に対して（保育に対する視点の変化 等）

- ◆ 地域の多様な子ども、家庭に関わる機会を得ることは保育者のやりがいにつながっている。施設全体で、地域の子ども、子育て家庭に対する意識が向上していく。

※図表7

(2) 保護者に対して（子育ての不安解消 等）

- ◆ 保護者から子育ての悩みを聞きながら、子どもの成長を共有することで、保護者の子育て不安や負担の解消につながっている様子がうかがえた。保護者との関係づくりは慎重に丁寧に実施。

※図表6

4. 本格実施に向けて必要となる対応等

(1) 引き続き課題解消が必要なこと

- ◆ 保育者確保、制度の周知（意義・目的を含めた認知度向上や一時預かりとの違い等）、必要な人材の配置が可能な運営費の確保、業務負担増とならない体制の工夫、継続した保護者支援、利用時間等は、引き続き課題の解消に向けて検討や取組が必要。

※図表8.9.10

(3) 配慮が必要な子ども、家庭への対応体制

- ◆ 配慮が必要な子ども、家庭への対応について、在園児と比較して利用時間・回数が少ない、不規則の利用等の特徴より、施設のみで継続した対応を行うことは難しい。自治体や関係機関、専門職等で連携しながら対応していくことが重要。

(2) 保育従事者が事業実施の際に心得ておくこと

- ◆ 子ども誰でも通園制度の意義や目的を理解したり、特有の課題の対応について学ぶ機会が必要。既存の研修の参加促進、特に修得したいスキルをテーマとした研修開催、情報交換の推進に期待。

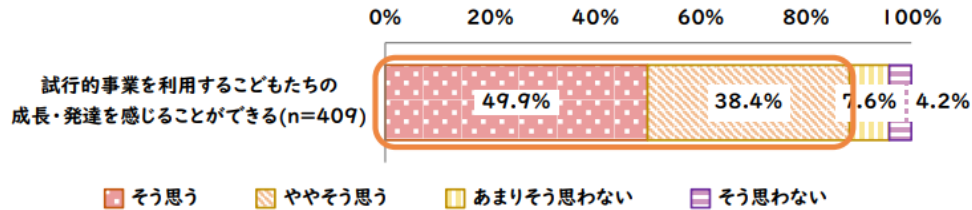
(4) 自治体、各種機関、専門職との連携

- ◆ 子ども誰でも通園制度に取り組む施設間で工夫点や悩みなどについて情報交換したり、相談し合う関係づくりを行うことで、課題の解消や取組の工夫が進むことが期待できる。

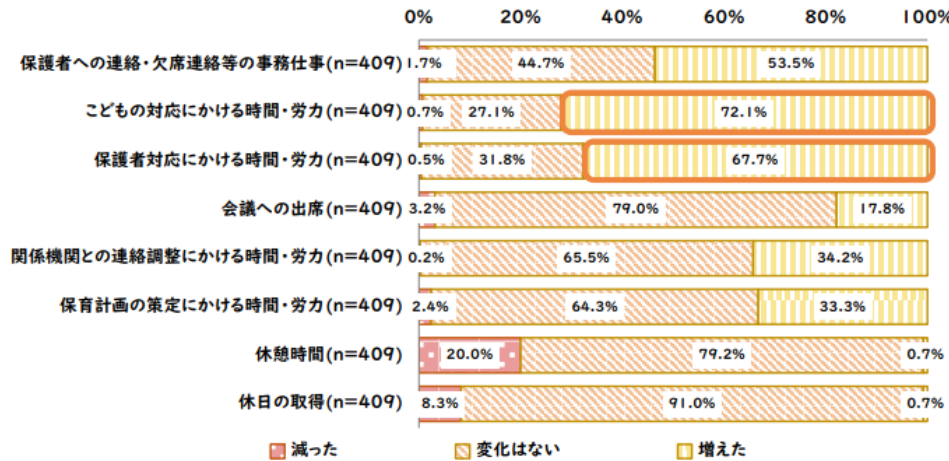
※図表11

図表 1 【保育者アンケート】 試行的事業に従事することで感じること

：試行的事業を利用するこどもたちの成長・発達を感じることができる：単数回答 (Q32)

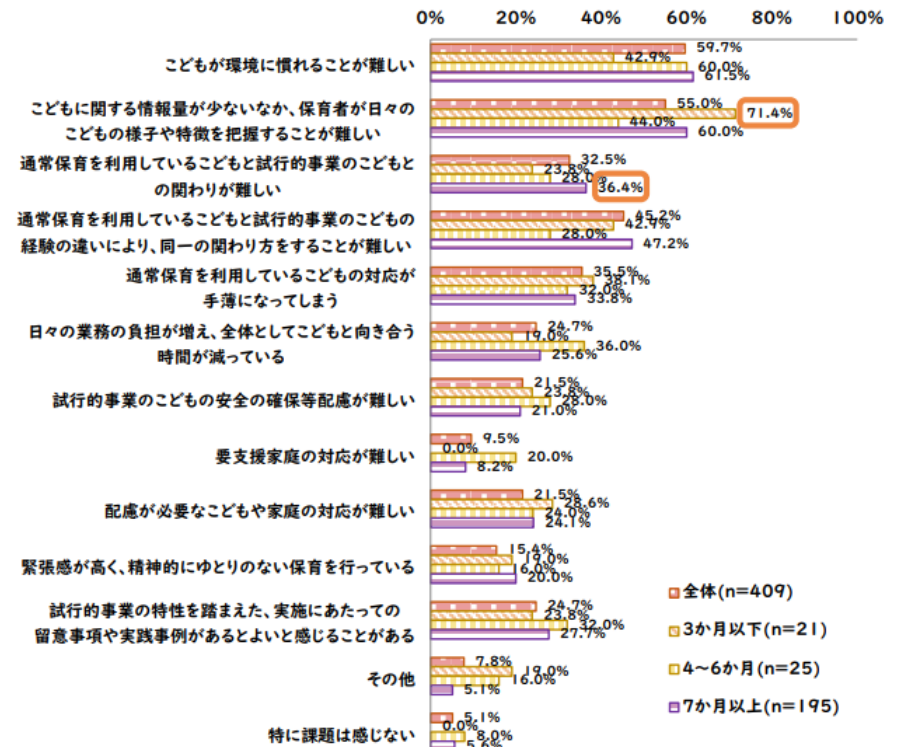


図表 2 【保育者アンケート】 試行的事業に従事することによる変化：単数回答 (Q33)



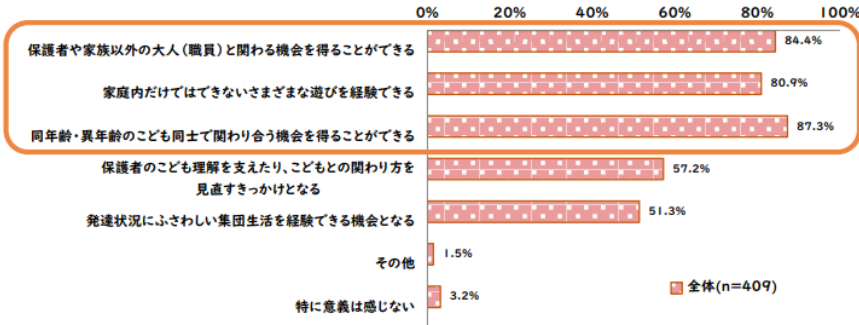
図表 3 【保育者アンケート】 試行的事業の実施期間別

試行的事業の課題・難しさ：複数回答 (Q36)

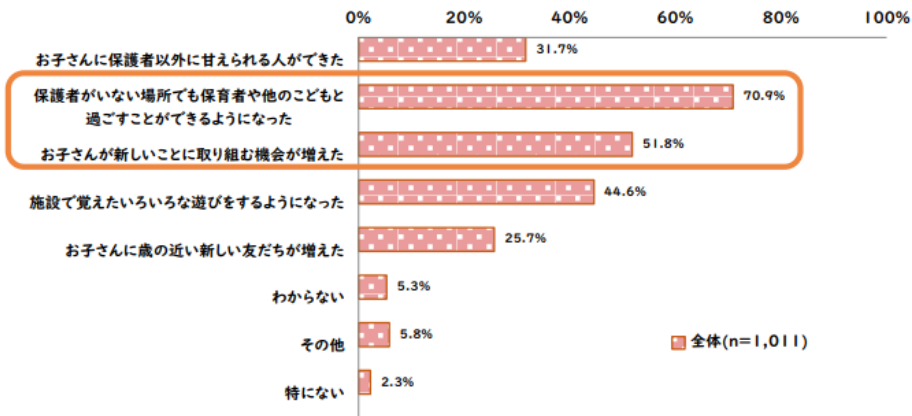


◆ ◆ 参考図表 ◆ ◆

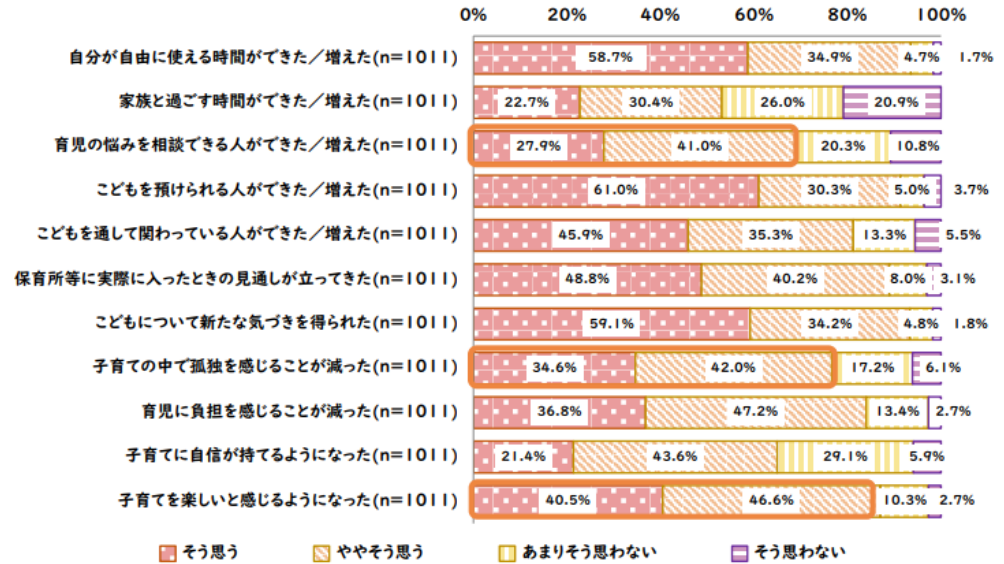
図表 4 【保育者アンケート】 こどもの育ちにとっての試行的事業の意義：複数回答 (Q31)



図表 5 【保護者アンケート】 こどもに見られたよい変化：複数回答 (Q24)

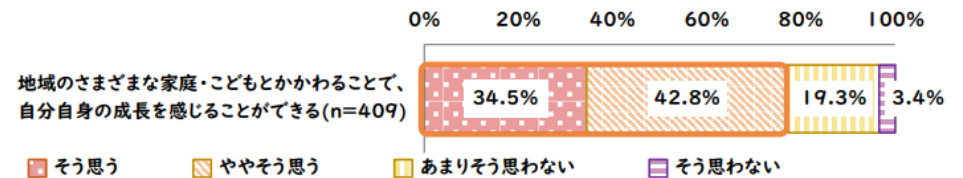


図表 6 【保護者アンケート】 試行的事業の利用前と比べたときの現在の様子：単数回答 (Q26)



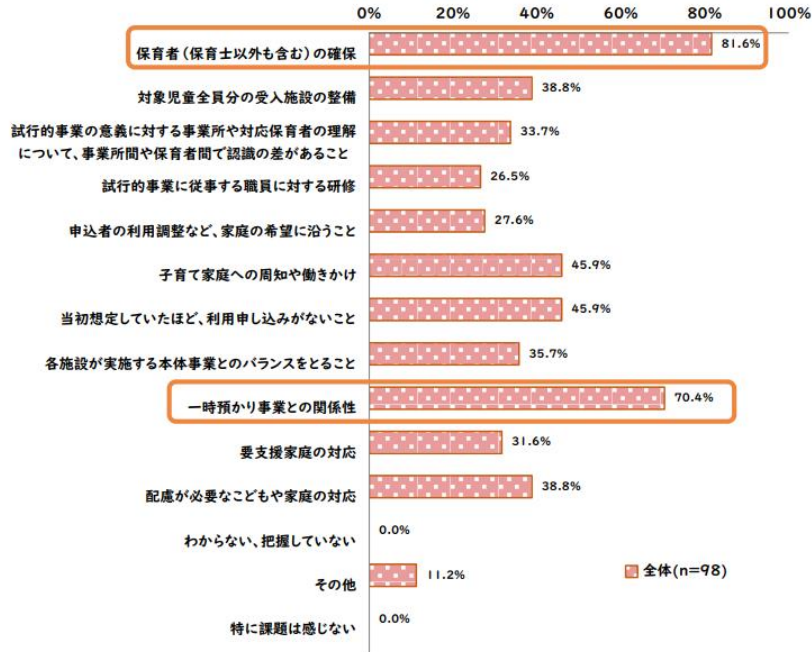
図表 7 【保育者アンケート】 試行的事業に従事することで感じるこ

地域のさまざまな家庭・子どもとかわることで、自分自身の成長を感じることができる
：単数回答 (Q32)

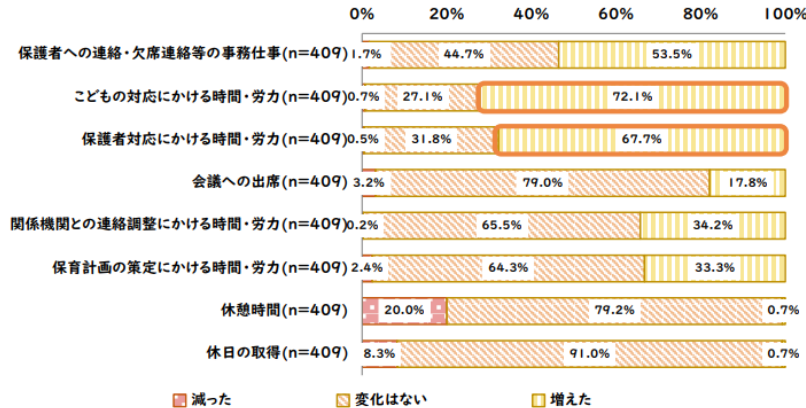


◆◆ 参考図表 ◆◆

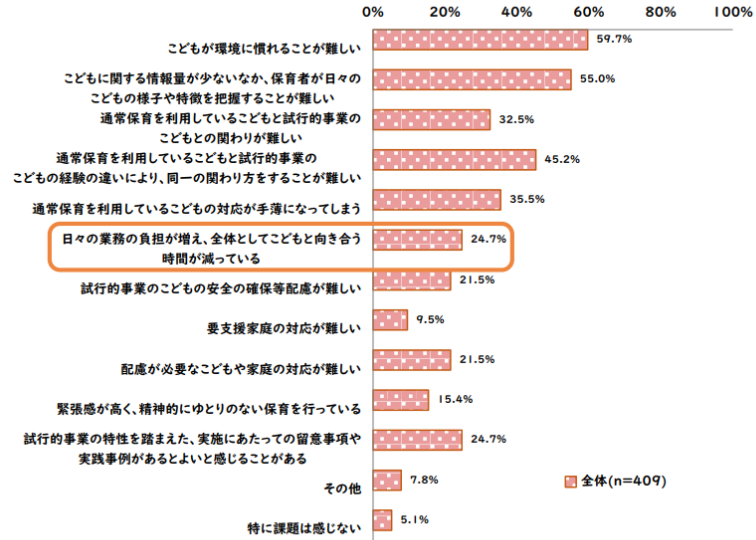
図表 8 【自治体アンケート】 試行的事業に関する課題：複数回答 (Q14)



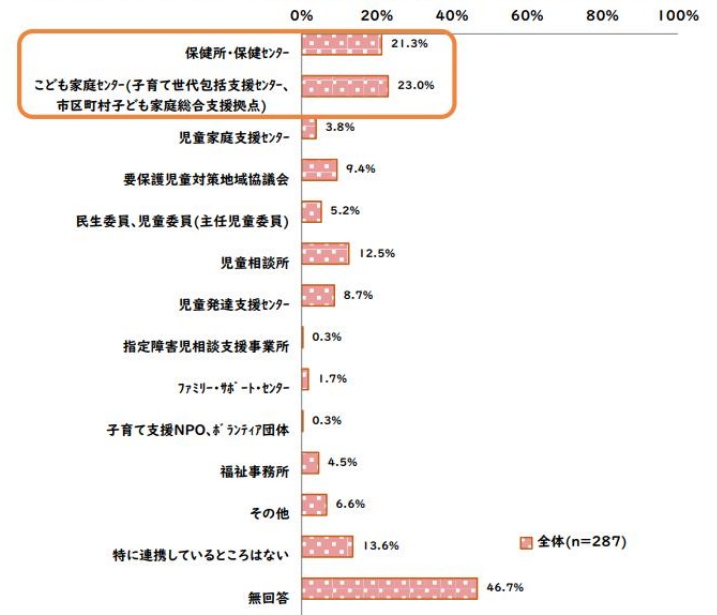
図表 9 【保育者アンケート】 試行的事業に従事することによる変化：単数回答 (Q33)



図表 10 【保育者アンケート】 試行的事業の課題・難しさ：複数回答 (Q36)



【施設アンケート】 図表 11 要支援家庭のこどもの関係部局、関係団体との連携：複数回答 (Q20)



◆ ◆ 第三部 こども誰でも通園制度において求められる専門性、人員配置 ◆ ◆ ～ヒアリングから得られた試行的事業の取組工夫の例～

1. こどもとの関わり

(1) 一人ひとりの好みや発達を見極めた個別のアプローチに関する工夫

- ◆ 一人ひとりの状況に合わせてながら、対応していくスキルが求められる。こどもにとって、いまはどのような保育環境がよいか、その子に合わせた丁寧な対応を重視している。
- ◆ 自分の気持ちをうまく表現できないこどもが多いため、保育者が気持ちをわかかってあげられるような関わりが重要。おもちゃやキャラクターの好みも一人ひとり異なるため、それぞれの好みを把握することを重視している。こども同士のコミュニケーションでも、言語活用の度合いに個人差があるため、適宜保育者が仲介している。／等

(2) 利用のたびに発達状況が大きく変化することに対する工夫

- ◆ 初回面接から2～3週間経ってから最初の利用になる場合や、定期・自由・定期×自由と様々な利用形態がある中、定期利用であっても短時間の利用であったり、キャンセルなどで次の利用までに間が空くことも想定される。
- ◆ そのような場合、食事の形態が変わっていたり、できなかったことができるようになっていたりなどこどもの状況が変化するため、当日園に来て生活票を記入してもらう際に、細かく聞き取りを行う。／等

(3) 限られた利用日数・時間の中で、こどもの状況を見極めて保育計画や記録を作成する工夫

- ◆ 週1～2回の利用でも、こどもの発達に関する専門的知見に基づき、こどもの年齢や発達段階に応じた気付きを記録として作成している。保育計画では、今回できたことや発達状況等を踏まえて、次に来るときのことを見通して目標を立てるようにしている。
- ◆ 週案には、クラス全体の様子をみながら、こどもに経験してほしいことを反映している。月齢よりも、今のこどもの発達の状況を見極め、それぞれにあわせたアプローチをとっている。／等

(4) 限られた利用日数・時間の中で、こどもが園で安心して過ごせるようにするための工夫

- ◆ 在園児との合同保育を基本としており在園児と同様にこどもが安心して一日を過ごすことができるよう配慮している。
- ◆ 試行的事業に限らずではあるが、はじめは不安で泣くものであり、慣れるまでに時間が必要であることを踏まえつつ、こどもの気持ちに紛れるような工夫を行い、楽しい気持ちとなるよう働きかけの工夫を行っている。／等

2. 保護者との関わり

(1) 送迎時など、限られたタイミングでの関係構築の工夫

- ◆ 送迎時や何気ない会話の中で保護者とコミュニケーションをとり、安心して通園してもらえるよう心がけている。
- ◆ 4月の親子通園時にこどもの様子を聞き、発達の状況等を把握。世間話や「お子さんのいいところを教えてください」というかたちから入る。学期中にも保護者面談を行い、家庭の様子を聞いている。／等

(2) 保護者の抱えている悩みを把握し、寄り添った支援の工夫

- ◆ こどもだけでなく、家庭全体の支援の必要性に気づく、ということも重要。どういところで保護者が育児負担を感じているのか、迷っているか、保護者との会話の中から探り、状況を把握することを重視している。
- ◆ 受け入れ時に面談を行い、こどもと一緒に来てもらう。成育環境、離乳状況、アレルギー、ワクチン接種状況、好みなどを確認しながら、アセスメントする力が求められる。／等

(3) 保護者が不安を感じやすいため、安心してもらうための工夫

- ◆ 預ける際に、こどもは泣くので、保護者は心配するが、保育士の関わりによって落ちつくことや、写真や動画などで園で遊んでいる様子を具体的に伝えることで、保護者は安心する。結果、信頼関係の構築につながる。保護者にいかに安心してもらうかを重視している。／等

3. 職員間連携

(1) 職員間で共通認識をもつための工夫

- ◆ 試行的事業は一時預かりと異なり、こどもの育ちを支援するための事業である点を保護者に理解してもらう必要があり、事業目的を現場の保育士が理解した上で対応することが求められる。目的に応じた対応ができているか職員間でコミュニケーションをとりながら取り組んでいる。／等

(2) 受入の留意点を職員間で共有するための工夫

- ◆ 朝礼で当日受け入れるこどもの状況を職員同士で共有し、丁寧な対応を行っているほか、試行的事業について園内会議で共有している。
- ◆ チャット機能を園全体で活用しており、何か共有すべきことがあれば記入している。一方、紙ベースのほうで安心するという声もあり、週案などは紙で作成している。／等

◆◆ 第Ⅳ部 障害のあるこどもを受け入れる体制の整備：有識者ヒアリング結果 ◆◆ ～保育所等で過ごしたり外出したりすることが難しい状態にあるこどもの受け入れについて～

1. 保育所等で過ごすことや外出することが難しいこどもとして、想定されるこどもの具体的な状態像について

具体的な状態像について、主に以下のようなものが想定される。

(1) 主に、医療的ケアの必要なこどもについて

- ◆ 呼吸機能を補助する気管カニューレの管を自分で取ってしまうなど常時見守りが必要／疾患の特性・状態から免疫が弱く感染リスクが高い／体力が弱っていたり、外出による気温の変化などにより発作が起きやすい状態にある 等

(2) 主に、障害のあるこどもについて

- ◆ 遊びの中で脱臼や側弯症にならないように姿勢を保つことが必要／自閉スペクトラム症（ASD）などで強い過敏（対人、環境変化など）で外出や他人と関係構築が困難／感覚が過敏で抱くことなども難しく、情緒が不安定 等

(3) こうしたこどもが主に利用しているサービスや支援

- ◆ 訪問看護／居宅訪問型児童発達支援事業所／訪問リハビリテーション／訪問診療／ヘルパー／病児保育 等

※こどもの成長や発達によって、体力がついたり、状態が安定することで、通園が可能になったり、また、経口で食事ができるようになり経管栄養の管理が不要になることで通園できる可能性が高まることもある。居宅訪問型を利用する場合でも、こどもの状態が変化していくことを念頭におく必要がある。

2. 「こども誰でも通園制度」で居宅を訪問する形態の意義・懸念点・留意点

「こども誰でも通園制度」で居宅を訪問する形態で行う場合、こどもや保護者にとっての意義、また、「こども誰でも通園制度」の意義に照らして懸念されること、留意点、配慮すべき点として、考えられることは以下の通りである。

(1) 基本的な姿勢

- ◆ 保育士等が持つ心構えや考え方に関して重要なこととして、障害や発達特性の理解への前向きな姿勢を示すことが求められる。
- ◆ また、障害のあるこどもを特別視せず、他のこどもと同様に、その存在を肯定し一緒に楽しむこと、そのこどもを中心に考えることが重要である。

(2) こどもにとっての意義

- ◆ 入退院を繰り返したり、在宅生活をしているこどもにとって、居宅の中であっても、保育士等との遊びは新たな刺激や体験である。
- ◆ また、保護者がこどもと一緒に遊ぶ方法を知ることで、家庭でのこどもとの関わり方を学ぶことにもつながるとともに、保護者がこどもの成長に気づく契機となり、これまで不安で踏み出せなかったことに、こどもとともにチャレンジする意欲が生まれるなど、こどもの育ちだけでなく、こどもと保護者の関係においてもよい影響がある。

(3) 保護者や家庭にとっての意義

- ◆ 保護者はこどもの発達や子育てについて保育士等と相談することができる。また、保護者やこどもが抱えている課題だけでなく、障害のあるこどものきょうだい児等に課題がある場合も、保育士等が家庭に入ることで明らかとなり、支援につなげることができる。
- ◆ また、第三者である保育士等との関わりを持つことで、保護者の孤立感や負担感が解消でき、虐待やネグレクトのリスク低減につながる場合もある。
- ◆ 加えて、障害のあるこどもをもつ保護者が、こどもと外出することに不安を抱えているケースもある。そうした場合に、まずは居宅訪問によって保育士等が寄り添うことで、保護者の不安がやわらぎ、通園への移行につながることも考えられる。

(4) 留意点

- ◆ 家庭が困難な課題を抱えている場合も考えられるため、居宅を訪問する保育士等を保育所等内でサポートする体制や、保育所等と自治体や関係機関とが連携し、こどもや家庭の支援を行っていく体制を構築していくことについても想定しておく必要がある。
- ◆ 利用方法が居宅を訪問する形に固定されてしまうことで、通園できる状態に回復しているにもかかわらず、その機会を逸してしまう可能性について留意して対応していくことが求められる。